

## 会 議 録

会議名	第3回小金井市住宅マスタープラン策定委員会
事務局（担当課）	まちづくり推進課
開催日時	令和3年3月22日（月）午前10時00分～午前12時20分
開催場所	市役所本庁舎3階 第一会議室
出席委員（敬称略）	委員 長：宇於崎 勝也 副委員長：金子 和夫 委 員：森田 眞希、柳井 美紀、石塚 勝敏、千葉 賢二 土屋 丈、榊原 弘文
欠席委員（敬称略）	委 員：尾關 桂子、鈴木 茂哉
傍聴者数	0名
事務局出席者	まちづくり推進課長 黒澤 佳枝 まちづくり推進課住宅係長 森 純也 まちづくり推進課住宅係主任 岡本 幸宏 まちづくり推進課住宅係主任 高橋 信康 まちづくり推進課住宅係主事 椿原 広美 まちづくり推進課まちづくり係 五十嵐 辰也 ランドブレイン株式会社 西田 はるみ ランドブレイン株式会社 水谷 誉
会議次第	1 開会 2 議題 （1） 前回の委員会で出た質問についての回答 （2） 賃貸住宅所有者意向調査の集計結果について （3） 住宅マスタープラン（第1章から第4章まで） （4） 住宅マスタープラン（第5章） （5） その他 3 閉会
配布資料	事前送付資料 資料1 第2回住宅マスタープラン策定委員会委員意見一覧及び追加資料 資料2 小金井市賃貸住宅所有者意向調査実施結果概要 資料3 小金井市賃貸住宅所有者意向調査実施結果 資料4 住宅マスタープラン（案）  当日配布資料 第2回小金井市住宅マスタープラン策定委員会会議録 マンションアドバイザー無料派遣のご案内 管理状況届出制度のご案内 マンションの管理の適正化の推進 ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして 安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に向けて 小金井市木造住宅対象改修相談窓口の設置 小金井市無電柱化推進計画 ブロック塀等撤去助成制度のご案内 空き家に関する無料相談窓口のご案内

## 1 開会

### 【委員長】

皆様おはようございます。定刻になりましたので、第3回小金井市住宅マスタープラン策定委員会を開会いたします。

本日は、事前資料も含めてご説明いただくもの、それから皆様から意見をいただくものが結構多いと思いますので、できるだけ早めに進めていきたいと思っています。

本日は、尾關委員と鈴木委員から欠席の連絡を受けております。森田委員は遅れており、時間が少しずれるかもしれませんが、お見えになると伺っています。

それでは、最初に事務局から配布資料等の説明をお願い致します。

### 【事務局】

事務局です。本日は、事前送付資料4点、当日配布資料として、前回の会議録、それとチラシ等を机の上に置かせていただいております。

会議録について先に確認をさせていただきます。こちらは事前に校正をしていますので、会議録についてこちらで確定とさせていただきたいと思いますが、校正後に何かご意見等あればいただければと思います。

(意見なし)

### 【事務局】

会議録は、こちらで確定とさせていただきますして、ホームページへの掲載をさせていただきますと思います。

当日配布資料は机の上にチラシで置いてあるものを、上から順番に読みあげさせていただきますと、「マンションアドバイザー無料派遣のご案内」が最初でございます。次に「管理状況届出制度のご案内」「マンションの管理の適正化の推進」「ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして」「安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に向けて」「小金井市木造住宅耐震改修相談窓口の設置」「小金井市無電柱化推進計画」「ブロック塀等撤去助成制度のご案内」「空き家に関する無料相談窓口のご案内」ということで、以上が本日の配布資料とさせていただきます。お手元のない資料などございましたらご連絡いただければと思います。以上です。

(資料不足等なし)

## 2 議題

### (1) 前回の委員会で出た質問についての回答

### 【委員長】

それでは2番の議題に早速入っていききたいと思います。

まず2の(1)ですね、「前回の委員会で出た質問についての回答」ということで事務局から説明をお願い致します。

### 【事務局】

はい事務局です。事前に配付しております資料1をご覧ください。1ページから4ページまでが、前回いただきました意見をまとめた一覧です。

表は、左から順番に質問のナンバー、第2回の資料番号、いただきましたご

意見、対応として1段のところは前回一定の回答をしている部分、2段になっているところは、前回の回答と今回の回答となっています。意見の受領日は、前回の会議以降も意見を受け付けていましたが、いつ受けたかわかるように明記しております。対応日は回答をした日を記載しております。発言者は、質問された方を記載させていただいております。5ページ以降につきましては、今回追加で資料を作成させていただきましたので、その資料を配布させていただいております。こちらは説明の中で一つひとつ見ていただければと思いますので、まずは1ページから順番に説明をさせていただきます。また、時間の関係もごさいますので、前回回答させていただきましたものについては割愛させていただきます。

まず、金子委員からのご意見の No 1 から No 3 までを回答させていただきます。

最初が、「子供連れの家族、高齢夫婦・単身世帯の転入の状況はどうなっているか」というご質問です。こちらについては、柳井委員からもご質問がありまして、「小金井市から他市へ転居している世代がわかるとよい」というものもありましたので、併せて確認をさせていただきました。

別添資料1の3枚目の資料をご覧ください。こちらは住民基本台帳をもとに、12月1日時点の情報で、個人情報を除き、市民課と情報システム課に協力を得まして、転出入の数字だけを抽出して作成しております。「5歳階級別の転入転出動向」を作成しましたので、別添1をご覧ください。まず上の表は、平成30年度の年齢階級別の転出入の状況です。年齢別に転出入の動向をみますと、20代で大きく転入が超過しますが、30代前半で大きく転出が超過しております。また、転入・転出の総数は少ないのですが、55歳以上でも転出超過となっている傾向がわかります。別添資料1につきましてはこういう状況です。

No. 2として、「若年層の居住期間はどれくらいあるのか」というご質問がございました。

こちらにも、別添資料で説明をさせていただいておりますので、裏面をご覧ください。こちらに年齢ごとの居住年数を表させていただきました。年齢別に市民の居住年数を見ますと、18歳から30歳未満及び30歳代では居住して5年未満が半数を超えていますが、40歳代以降ですと居住年数が長くなっており、定住されている方が増えていることがわかります。傾向としましてはここまでのことがわかっております。

次のNo. 3ですが、「高齢者にとって、住みやすいからという理由だけでなく、転居しづらいという面から仕方なく小金井市に居住している方もいるのではないか」というご質問がありました。

こちらは、別添資料3をご覧ください。こちらは市民意向調査の結果を引用しております。市民意向調査では、定住理由として、世代に関わらず特に自然環境の良さや日常的な利便性が重視されています。また、別添資料3の裏面をご覧ください。こちらは年齢別にみた定住理由を掲載しております。これを見ますと65歳以上で「公共機関の利用が便利だから」「日常の買い物の利便性が良いから」の回答が多くなっております。また、「病院等の医療施設の利用が便利だから」というものも高くなっております。多くの方は小金井市の住環境を選んで住まわれているものと考えております。

続きまして、土屋委員からのご質問で、「近年は分譲マンション、戸建住宅が

それぞれ増えている印象があるので、逆に住宅を購入するために転出している事例もあるのではないかと。それに伴い、持家と賃貸住宅両面から施策を検討するべきではないか」というものと、千葉委員からもご質問をいただいております。No. 9の質問でございますが、「分譲マンションを購入した場合でも、投資目的であったり、賃貸として運用するなど、必ずしも居住していると感じて」、に続く部分ですが、感じて「いる」と記載しておりますが、「いない」が正しく、資料の方は後程こちらで訂正させていただきます。皆様のお手元の資料も訂正をお願いしたいと思います。「感じていないが、購入者自身が分譲マンションに居住している割合などを示すデータはあるか。賃貸住宅に居住していると管理組合に入らないため、マンションの管理に課題が見られる場合がある」というご質問がありました。こちらは、住宅購入時の意向調査などは実施しておらず、大変申し訳ないのですが、データはなかったということで回答させていただきたいと思います。

続きまして、2ページになりますが、No. 15 に尾關委員からのご質問がございました「古い分譲マンションについて、耐震性がない、診断をしていないマンションも多いという傾向が出てきている」というものです。こちらは、別添資料4をご覧ください。東京都のマンション実態調査がありましたので、そちらをお示しさせていただきます。上の表が小金井市内にある分譲マンションの棟数で、下の表が旧耐震と旧々耐震の数を示しております。また、尾關委員からは「市内に緑地はどの程度あるか把握できるとよい」とのご意見がありましたので、裏面の別添資料5、みどりの実態調査に記載されております緑比率の状況について掲載をさせていただきます。こちら今後、議論の際にご利用いただければと思います。

続きまして、千葉委員から「近隣市と比較することができるか。特に住まいの満足度について、比較はできないか」というご質問がございました。こちら、別添資料6として付けさせていただきました。他市の満足度などが掲載されているアンケート結果で、公表されているものを集めました。ただし、こちらは問題文、選択肢、実施時期が異なるため、単純に比較することは出来ませんが、参考にとりまして集計したものを載せさせていただきます。裏面には居住を継続する意向が載っておりますので、こちら併せて他市の状況について集約したものをご覧いただければと思います。

また、石塚委員から「住み続ける際に重視する点について、年齢別に傾向を示すことはできないか」というご質問をいただきましたので、別添資料7として掲載させていただきます。こちらの裏面をご覧くださいと、年齢別に分析したものを載せさせていただきます。18歳から39歳までは、やはり「通勤・通学の利便性が良いこと」が最も多くなっておりますが、65歳を過ぎますと、「病院等の医療施設の利用が便利なこと」や「福祉・介護サービスが充実していること」「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせること」が高くなっております。

他にもご意見をいただいております。クロス集計を行う際に、一つひとつの項目の総数が少なくならないようにすべきというご指摘を踏まえて、クロス集計の項目の設定方法については、各項目の総数が一定数確保できるよう留意して示すように修正させていただきました。なお、電波塔などの設置にあたっての近隣住民との合意形成については、手続きの方法等を調べさせていただいたのですが、5Gのアンテナの設置等の申請は、東京都で行っております。

住宅マスタープランへの掲載は難しいものと考えております。また、ワークショップの企画段階から、若い方や障がい者にも加わってもらうというご意見ですが、内容を判断のうえ、今後の検討事項とさせていただきたいと思っております。最後に、委員長からいただきましたご質問につきましては、後ほど賃貸住宅所有者意向調査で回答させていただければと思っております。

説明は以上となります。

**【委員長】**        ちょっと駆け足の説明でしたけれども、今までのところでご意見ご質問、または修正が1点ありましたが、この部分の意味がちょっと違うのではないかとというようなことがありましたらいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。  
はい、榊原委員、お願いします。

**【榊原委員】**        No. 9の分譲マンションの件なのですが、下の方に「賃貸住宅として居住していると管理組合に入らないため」とされていますが、管理組合は区分所有者によって組織することが原則になっており、賃貸居住者は管理組合員ではないので、この辺をどのようにとらえるか。マンション所有者の把握等は大変重要なデータになってくるのではないかと思います。

**【委員長】**        ご意見ということでよろしいでしょうか。

**【榊原委員】**        賃貸居住者にこの責任を負わせるということは、少し違うのではないかと思います。区分所有者があくまでも責任を持たなくてはいけない、という風になっていると思われま

**【委員長】**        そのとおりと思います。

**【千葉委員】**        この時のニュアンスとしては、賃貸居住者はおっしゃるとおり区分所有者ではないので、管理組合の組合員にはなれないから、賃貸居住者が多いと管理組合も機能しないという問題点が出てくるのが心配です、ということで申し上げたつもりでした。よろしいでしょうか。

**【榊原委員】**        わかりました。

**【委員長】**        他にいかがでしょうか。

**【榊原委員】**        No. 15の古い分譲マンションについてですが、これは古いマンションを維持していくために大規模修繕を法律でどうなっているかはちょっとわかりませんが、大体12年ないし15年の枠でやっていると思いますので、この辺の法的指導等が必要だと思われるのですがいかがでしょうか。

**【事務局】**        今回、この資料1では前回質問があったものへの追加の資料の提出等について回答させていただいているのですが、今のご意見がありました大規模修繕などが行われているかどうかの把握については、今回は、後の方で施策案を市の提案として書かせていただいています。国と都でその辺の届け出制度が始まったということもありまして、施策案のところでご説明させていただけたらと

思います。

【榊原委員】 わかりました。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

【榊原委員】 よろしいでしょうか。No. 19 のアンケート項目の中に、災害についての項目がないように思われるのですが、その辺をアンケートの質問事項に加えたらいかがかと思えます。

【委員長】 ここは既存アンケートの分析ですので、これからアンケートを実施をするというのではないので、難しいと考えます。

【事務局】 今回の市民意向調査アンケート及び賃貸住宅所有者アンケートについては、既にもうアンケートを行って回答を集計した段階ですので、大変申し訳ないのですが新しく今から項目を追加というのは難しいと思います。

【榊原委員】 それはよく理解しています。今、災害がものすごく増えていますので、小金井市は災害について皆さんどういう風を感じられているのかという意識も必要ではないかと思われま。

【委員長】 それは施策の方で少し項目立てをして話しましょう。昨日も大雨が降りまし、先日大きな余震もあったので、そういうことも含めてどうするかということは住宅マスタープランの中で重要ですから、施策の中で盛り込むということですね。他にいかがでしょうか。

はい、石塚委員。

【石塚委員】 資料をありがとうございました。No. 19 に対する⑦市民意向調査の件で、年齢別の集計の中で「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせること」がちょうど真ん中あたりに出ているようなのですが、65 歳以上の高齢者では非常に高い回答がある中で、若い世代や子育て世代ではそんなに高くないというところを見ますと、その辺りをどのように見て、今後の施策に反映させていくのかというのが、課題なのではないかなと感じましたので、意見だけ述べさせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。これは上位 3 つに○をつけていますので、どれが若い世代に効いているかということになってしまいます。気になることに全部○をつけることができれば別の答えが出たと思うのですが。施策の方で反映できるようにということですので、そうしたいと思えます。他にいかがでしょうか。

先ほどから施策の方でと言っていますので、施策の方に早くいかなければいけませんね。すみません、ちょっと端折るようすけれども次の議題の方に移っていきたいと思えます。

## (2) 賃貸住宅所有者意向調査の集計結果について

【委員長】 (2)の賃貸住宅の所有者意向調査の集計結果について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料2と資料3「賃貸住宅所有者意向調査 アンケート結果」の2つを用いて説明をさせていただきたいと思います。まず大枠を資料2の内容で説明させていただきまして、追加説明として詳細な部分について、資料3を用いて説明をさせていただきます。

それでは、まず資料2をご覧ください。

今回のアンケートの対象は、市内にある賃貸住宅の所有者である個人または法人です。実施期間は、令和2年9月15日か10月30日までに集まったアンケートを集計しました。今回のアンケートには、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部の会員の方々の協力をいただきまして、実施をさせていただきました。配布部数は、289件配付し、回収数は221件ということで、回収率は76.5%でした。

調査結果の概要としまして、「①住宅確保要配慮者の入居制限」をしているかを確認したところ、知的・精神障がい者がいる世帯では76.5%、2人以上の高齢者のみの世帯では57.0%が「原則、入居を断る」または「入居を断ることが多い」としています。また、入居を断る理由としては、知的・精神障がい者に対しては「近隣からの苦情・トラブル」が65.1%、2人以上の高齢者に対しては「火の取扱いが心配」が56.1%と多くありました。

次に、「②居住支援に係る制度の認知度」について確認をしたところ、新たな住宅セーフティーネット制度では75.6%、居住支援法人では78.7%が認知していないことがわかりました。

次に、「③住宅に耐震診断・改修をしているか」の状況を確認したところ、耐震診断が未実施の住宅が86.9%あり、そのうち旧耐震基準であるが診断を不要と考えている所有者が27.6%いることがわかりました。

耐震改修が未実施の住宅も91.0%あり、そのうち旧耐震基準であるが改修を不要とする所有者が27.4%いました。

最後に「④今後の賃貸住宅の供給意向」として、現状のまま経営を続けたいとの回答が80.1%を占めていました。

また、今後の入居想定としては「単身世帯」が最も多く、子育て世帯は35.9%、単身高齢者は17.9%と少なくなっていました。

さらに、高齢者世帯向け住宅を供給しない理由として、孤独死や残置物処理への懸念が55.9%と最も多く、認知症等、設備投資への懸念も多くありました。

これらの結果を踏まえて分析したところ、住宅確保要配慮者の入居制限は全体的に高くなっており、特に知的・精神障がい者や高齢者のみの世帯の入居が難しい状況にあり、支援や見守り体制の構築が求められていることがうかがえます。2つ目に、居住支援に係る制度の認知が進んでおらず、情報発信等が求められております。3つ目に、耐震診断・改修等が進んでおらず、必要を感じていない所有者もいることがわかりました。4つ目に、今後、子育て世帯や高齢者世帯向けの賃貸住宅を供給する意向が低く、世帯別の懸念事項を踏まえ対応が必要であると感じました。

まとめとしまして、賃貸住宅自体の経営については今後も続けていく意向が高いものの、住宅確保要配慮者の受け入れを制限している住宅も多くあります。

住宅確保要配慮者の属性によって入居拒否の理由も異なることから、対象属性に応じた支援のあり方について検討する必要があります。

費用面の問題、耐震化に対する所有者意識の問題から、賃貸住宅の改修等は進んでおらず、今後老朽化した賃貸住宅が増加する可能性があります。安全で質の高い賃貸住宅の供給に向け、所有者に向けた情報提供、支援策等を検討する必要があります。以上が「小金井市賃貸住宅所有者意向調査」の結果の概要です。

次に、追加説明をさせていただきたいと思います。資料3の9ページをご覧ください。細かいところにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。こちらが、住宅確保要配慮者の入居を断るかどうかを確認した際の状況です。9ページ下の(9)のところです。

次の10ページをご覧ください。こちらに断る理由を掲載しております。11ページには、アンケートの設問にはないのですが断る理由として「その他」に回答がありました部分をまとめておりますので、こちらをあわせてご覧いただきたいと思います。断る理由として、高齢者であれば、やはり火の取り扱いが多く、身体障がい者であればバリアフリー対応ができていない点、精神・知的障がい者であれば近隣トラブルなど、それぞれの属性に応じて対応すべき事項が異なることがわかります。

次に11ページを見ていただきますと、断る理由として、設問にないものを記述してもらいましたが、対象者ごとに断る理由をまとめています。特に一番下にございますのは、全体を通して断る理由として掲載されておりましたものを記載しております。学生専用、女性限定と言った理由で断られている方もいらっしゃいました。

12ページをご覧ください。今回、回答いただきました方に住宅確保要配慮者を受け入れる条件について確認をさせていただきました。「家賃債務保証制度を活用できる」など一定の支援があれば受け入れられるかどうかについて確認をしました。その他の回答も多くありましたので、13ページにその他の内容を記載しました。「基本的に受け入れない」、「他入居者とのトラブルの懸念や退去などを心配して受け入れる気持ちはない」など、厳しいご意見もあった一方、「何かあったときに代わりに対応できる人や機関があれば」など、前向きなご意見もありました。これらのご意見を、今後の施策の検討の際に利用していきたいと思っております。

次に、23ページをご覧ください。こちらは、自由記入欄に記載されました意見を掲載させていただきました。すべては紹介できないのですが、住宅確保要配慮者への思いとして、「高齢者は保証人、収入、認知症の懸念材料が多い。一個人の力では荷が重すぎるため、気の毒だが入居を断らざるを得ない」、また、新型コロナウイルス感染症の影響として、「コロナのため住居を追われた人がやってくるが、仕事もなく収入もない為、保証会社も通らない。気の毒だが当方としても入居を断らざるを得ない」などの状況を、率直なご意見としていただくことができました。その他の部分もございますので、後ほどご覧いただければと思います。説明は以上です。

**【委員長】**

はい、ありがとうございます。ご意見ご質問、お気づきの点などございますでしょうか。

これは土屋委員にも大分ご協力いただいたようですね、大変でした。



【土屋委員】 予想以上の回答数を回収できたので良かったとほっとしております。

【委員長】 ありがとうございます。これは本当に驚異的な回答数ですよ。でもその分、実態がかなり明らかになりすぎてしまって、ちょっと困ったなと思っているところもあるのですが。ご意見いかがでしょうか。

はい、森田委員どうぞ。

【森田委員】 本当は詳しくお話をお伝えしたいのですが、個人を特定されてしまう内容もありまして、でもこの場では気を付けつつお話させていただきますと、私の知っている市内のアパートなのですが、1階が福祉関連の場所で2階は5世帯ほど一般の人が住めます。そのうちの1世帯分が代々いろんな意味で支援が必要な方々が入ってきています。特に何かアナウンスしたわけではないのですが、例えば知り合いのヘルパー事業所で「ちょっと見守りが必要な人がいるのだけれど、そちらの上の部屋は空いていますか」といったように、うちは大家ではないのですが、ただ1階に福祉の仕事をしている人たちがいるということで安心だから、できればそちらの2階が空いていたら住んでもらいたいな、というような問い合わせが多いんです。

それで、昨日の夜、1年前からいろんなことで私たちも関わってきた方が、「決まりました」という風に挨拶にいらっしゃったんです。その方が住んでいた建物の仲介業者から立ち退きの要求を受けていたので、私たちも間に入っていたんです。それを見て、その会社の方々も、あるいは他所に住んでいる大家さんの気持ちもわかるのですが、もしそこで私たちが関わらなければ、その方はいろいろな事情により追い出されてしまって、その先の仕事も見つからなかっただろうし、追い出した先も不安定だっただろうし、もっともっと精神の状態も悪化していただろうなというように思うんです。

何が言いたいのかというと、その方ご自身にもいろんな公的な人達が沢山関わっていたわけですが、ただ、その人たちがその人が住んでいる住まいや周囲のリソースをうまくコーディネートして活用するというのを、もうちょっと上手にやれたら、その方自身がもう一回立ち直るチャンスにもなるし、仲介会社に対しても何か違う助けが出来ただろうし、ということをしていろいろと考えました。

皆さんのそれぞれの立場は本当によくわかるのですが、今後これは凄く増えるケースですし、そうやって追い出そうとしている人自身も年をとって認知症になるという可能性も大きいわけです。本当にこれは早急に対応しなければ、あちこちで家のない人たちがどんどん増えていって、結果として公的なお金を対応策としてつぎ込まなければいけないということになっていく前に、まだまだ沢山出来るのが本当はあるのだけれど、と毎回思います。どちらかというと私たちはそういう立場ではないのですが、「福祉職をしているこの同じ住人です」と言って関わっているのですが、そういった人たちをもっと巻き込んでいかないと、大変だなという意見です。

【委員長】 ありがとうございます。承っておけばよろしいでしょうか。何か事務局に回答をもらいますか。

【森田委員】 連携とか地域の力でとか、それはもう散々いろんな部署のいろんな機関が言っており、キャッチフレーズのようになっているんですね。ただそれを具体的に、本当のものとするにはどうすればいいかという、いろんな肩書や立場の人間一人ひとりが意識をもって、そのことを自覚して動かないといけないということを、行政の方も、福祉職も、私もそうですが、自戒を込めて、と思います。

【委員長】 ありがとうございます。これは後ほど施策にどういうように反映されるか確認させていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。  
石塚委員どうぞ。

【石塚委員】 アンケート結果9ページの入居制限のところですか。見させていただいてこういう数字が出てくると、私共、社会福祉協議会でも地域でお亡くなりになるまで支えていくという仕事をとおして、地域福祉権利擁護事業や色々な支援の中で、軽度の認知症を持っていらっしゃる方とか、知的発達症をもっていらっしゃる方を支援しながら皆さんの生活を支えています。こういった数字から解決していかなければいけない問題が多々あるなということを改めて感じている次第です。さらに私共は、生活困窮者の相談窓口を設けさせていただいております。住居を探すということでご支援をさせていただいているわけなのですが、こういった数字が目の前に来ると支援していくことの難しさを改めて感じている次第です。住宅施策だけでなく、福祉施策と一緒に進めていかなくてはならないことだと改めて感じさせていただいた次第です。

【委員長】 ありがとうございます。事務局何かありますか。

【事務局】 今回宅建協会の皆様に大変ご協力いただきまして、多くの回答をいただきどうもありがとうございました。今回、設問として詳しく住宅要配慮者の方について聞いたこともありますし、宅建協会の皆様に主体的にアンケートを実施していただいたことで、かなりの本音、本当に実態としてどうなのか、賃貸物件を経営する上でのリスクだったり個人の力の限界だったり、その辺を本当に率直にお答えいただいて、実態がより明らかとなる結果になったと思っております。委員からもお話がありましたが、私共としても民間賃貸住宅への入居を進めるにあたって、福祉との連携が必要であり、リスクを家主さんだけに負ってもらうというのはかなり困難だと思います。実際に進めていくには福祉との連携を真剣に考えていかなければ難しいということがよくわかりました。今後の施策の検討の中でどこまでできるかというのもあるのですが、こういったアンケートを生かしていこうと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
副委員長。

【副委員長】 ありがとうございます。施策の方でお話しようと思っておりますが、今の時点で一言だけ言わせてもらうならば、宅建協会の方々にご努力ご尽力いただいて沢山データが集まり、事務局も言ったように細かい内容が返ってきたというように思っております。

ただ、私に言わせると「分かりきっている」「ずっと言われていることだよ」というのが非常に多いです。私は、30、40年前から、労働行政、女性労働などに関わってきました。雇用促進月間というのが今でもあります。障がいを持つ人たちにしろ、女性にしろ、高齢者にしろ、その月間の6月、9月、10月、12月になると、職安が各企業に、女性を雇え、高齢者を雇え、障がいを持つ人たちを雇えと言ってきます。それに対して各企業はどのように言うかということ「言われなくても雇いたいよ。ただ、どうやって雇って、どうやって使っているかわからない。職安に具体策を示してほしい。いつも掛け声だけじゃないか」というのが今回のこの回答に対しての、施策をどう作っていくか、というところと共通する面がかなりあると思います。それについて今、お話だけさせていただいて、あとで施策のところでもう一度何かあればお話をさせていただきたいと思っております。

**【委員長】**            ありがとうございます。  
                          柳井委員どうぞ。

**【柳井委員】**        私もこれを見させていただきまして、本当に細かく丁寧にたくさん声を拾ってくださっているなと思えました。ありがとうございます。目立った点は9ページと10ページのあたりで、これを見たらひとり親世帯も40%弱入居を断られるとか、知的・精神障がい者がいる世帯は65%も断られる等、ものすごく困っている人が住みたい、住みやすい街には全くなっていないな、というのが事実ですよ。なので、せっかくこんなに丁寧に拾ってくださった声なので、しっかりと生かして作っていけるようにするというのがこの委員会の大事なことではないかと思えます。

資料1でも、ワークショップなどに当事者に参加してもらうことについても、「内容を判断のうえ、今後の検討事項とする」という答えだったんですね。No. 26、27です。これは「そうですね」ということでは何故ないのだろうと正直思います。ここに明らかになっているように、生きやすい人だけが生きやすい街ではだめなのではないかなと思います。なので皆でしっかり考えていけたらいいと思います。宜しくお願いします。

**【委員長】**            ありがとうございます。これも意見として承るということですね。他にいかがでしょうか。  
                          後ほど考えなければいけないことが沢山ありそうですが、次に進めさせていただきます。

#### (1) 住宅マスタープラン（第1章から第4章まで）

**【委員長】**            次は議題2の(3)ですね。住宅マスタープランの1章から4章までのところをまず事務局に説明をいただきたいと思えます。

**【事務局】**            それでは資料4をご覧ください。こちらはページ数が多いので、最初に1章から3章までのところは、第1回と第2回の策定委員会で配付しました資料をまとめたものとなっております。こちらについては全部ではなく、前回の計画

や前回お示ししているものからの変更点についてご説明をさせていただきます。

まず2ページをご覧ください。「図 計画の位置づけ」がございませう。こちらに右側の四角の中ですが、新たに「国土強靱化計画」を追記しております。こちらの計画の内容については、今回は説明を省かせていただきます。その下に「小金井市みどりの基本計画」がございませうが、以前この「みどり」は漢字でしたが、ひらがなに変更しております。また同じ図の中で、左側の下のところに「多摩部 19 都市計画・住宅市街地の開発整備の方針」を追記しております。これらが住宅マスタープランと関連していく計画ということで明記をさせていただきます。

続きまして、11 ページです。こちら右下の「前期基本計画における住環境の整備に関する施策の概要」がございませうが、この辺は現在策定中でございます。「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」をもとに内容を修正させていただきます。

続きまして、23 ページをご覧ください。将来人口推計なのですが、こちらは、今年の5月か6月ごろ新しいものが発表されます。なので、新しい資料が出ましたら改めて差し替えをさせていただきますので宜しくお願ひ致します。

第3章までの大きな変更点につきましては以上となります。その他は以前お配りしている資料と同じ内容となっておりますので後ほどご覧いただければと思います。

次に、新しく追記をさせていただきました「第4章 小金井市の住宅施策の特徴と課題」について簡単に説明させていただきたいと思ひますので51 ページをご覧ください。こちらは、今までの第1章から3章までをまとめて、その内容から特徴と課題を抽出して文章化しております。特徴と課題について簡単に説明をさせていただきます。今後の方向性は後ほどお読みいただければと思いますので宜しくお願ひ致します。

まず「1 人口と世帯の動向」では、今現在、小金井市の人口と世帯数は増えておりますが、あと数年もすると将来人口推計では減っていくと予想しております。転入では小金井市よりも東側から小金井市に來られる方が多い一方で、転出者は小金井市の北や南の小平市や府中市、西東京市へ行かれる方が多いことがわかります。これらを踏まえ、今後の方向性として、考えられる施策を四角の中にまとめております。

次に「2 住宅ストックの状況における特徴と課題」です。住宅数は年々増加傾向にあり、バリアフリー対応の住宅も増えていることがわかりました。一方で、借家と持ち家ではバリアフリーへの対応に差があることがわかります。先ほどと同じように、四角の中に今後の方向性を明記しておりますのでこちらも後ほどご覧いただければと思います。

次に52 ページをご覧ください。「3 住環境・住宅市場」のところでは、小金井市は充実した自然環境に恵まれており、良好な居住環境が形成されておりますが、その一方で低所得者ほど借家の割合が高い状態にあることがわかりました。これらを踏まえまして、今後の方向性を四角でまとめております。

「5 賃貸住宅所有者の意向」では、継続して市内で賃貸住宅の経営をしていきたいと思われている方が多いことがわかります。その一方で、セーフティネット制度等のことを知らない方が多くいることがわかりました。

最後に「ワークショップ」からは、自然環境などの満足度が高いことはわかりましたが、空家の問題や地域ボランティア活動などについての要望があるこ

ともわかりました。これらのことを踏まえて、今後の施策のところでも再度説明させていただければと思います。簡単ではございますが、説明は以上となります。

**【委員長】**        とりあえず資料4の4章までのところはざっと説明したということですが、今の部分でご意見ご質問等がございましたらお願い致します。

はい、金子副委員長。

**【副委員長】**        1、2点、現状をもう一度理解させていただきたいと思います。今回「みどり」ということを前面に押し出して、漢字からひらがなへという分かりやすくやさしい言葉に変えたりしているのですが、後ほど施策の方でということでしたが、緑地の図面がありましたよね。どこが緑地が濃いのか薄いのかはよくわからないのです。私が言いたいのは、確かに小金井市は緑が全体的に多いと思います。それはやはり公園とか巨大な大学が2つあって、こういったところの緑はあるのですが、実は今日電車に乗ってきながら見ていると、緑があるところとないところがあるだろうと思いました。平均すると緑が多い街だというように言えるのですが、それが地域によって点在しているのではないかと思います。そうすると緑がないところはどうか考えるのだろう、緑が多いところは緑が多いと指摘されても当然だと思えるかもしれませんが、ないところはどうか考えるか、というのがまず1点です。

もう1点伺っておきたいのは、全体に関わることもかもしれませんが、語弊があるといけないのですが、空家とか老朽化した木造住宅が多い地域と、いわゆる自治体・町内会等に加入していない人たちが多く、逆に言うと加入率が高い地域、加入率が低い地域、そういったことがおわかりになれば、あるいははっきりとした数字がなくてもいいのですが、この辺が大雑把にそういう特徴を持っていますよ、みたいなものをご説明いただければお願いしたいと思います。以上です。

**【委員長】**        はい、大きく2点ありますけれどもいかがでしょうか。

**【事務局】**        今回、お出しした施策が56、57ページで、基本的に居住支援関係が基本目標1、基本目標2が安全・安心な生活と住環境で、施策から今日は説明させていただいて、この前半の方はもっと整理して次回に時間を使ってと思っております。

ですから、みどりや空き家の関係は、今日は施策案として出させていただこうと考えているのですが、ご指摘のあった、みどりのないところをどう考えるかということや、地域別とか、自治体の加入状況とか、他計画で方針を出しているものであったり、ここにはデータを持っていないものがあるので、本日は施策をご説明させていただいて、今日いただいた意見をふまえて次回に前半の説明をさせていただくとともに、今日は持ち帰って、検討すべきというようなことがあれば次回もお話を引き続き伺おうと思います。また、次回までに用意できるものは用意させていただこうと思います。

**【委員長】**        ありがとうございます。元々のデータはカラーで、緑が多いとか少ないかはデータでもらえればわかったのですが、白黒でコピーされてくれると見づらく

なってしまいますね。当然ながら小金井公園と武蔵野公園とかは緑が多くて、あとは金子先生がおっしゃったように大学がありますから、大学には緑がもちろん多いわけですが、中央線沿いのところは真っ白になっていて、緑が少ない感じは見ればわかりますよね。

他にいかがでしょうか。石塚委員。

**【石塚委員】** 先程のアンケートの結果でもお話させていただいた部分で、障がいのある方とか、もう少し具体的にお示しいただいた方がいいのではないかと見ていて思いました。子育て世帯、高齢者というところは具体的に出てきているのですが、障がいのある方については課題は大きいかと思しますので、そこに向けた取り組みについて記載があった方がよいのではないかと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。現状分析のところにもそういった内容が必要だということですが、事務局いかがですか。

**【事務局】** ご意見を伺いまして、次回、修正したものをお出しさせていただければと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。他にいかがですか。  
柳井委員どうぞ。

**【柳井委員】** 私も石塚委員と同じ意見なのですが、小金井市には障がいのある人もない人も共に学び共に生きる社会という条例が2018年にできているんです。しかしながら、そういった社会には全くなっていないというのが現実です。その中で、いかにそういった方たちが暮らしていける街にするのかというのが凄く大切なポイントになってくると思うんです。

そして51ページの「今後の方向性」にも障がい者のことは載っていない。52ページの「今後の方向性」の部分にも、子育て世帯・高齢者世帯はあるけれど、障がい者のことは載っていない。一応56ページの2番に「高齢者や障がい者が安心して暮らせる住環境の形成」というのはあるのですが、やはりしっかりと「誰もが暮らせる街」ということをポイントにおいてもらわないと、今までと変わらない、街の中に障がい者をあまり見かけることがない街になってしまう、これから10年この計画で行くのに、そこはしっかりと入れ込んでいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

**【委員長】** 同じ意見ですけれども。

**【事務局】** 先程ご意見をいただいて修正させていただくというお話をさせていただいたのと、今回、後半の施策を中心に先に考えたこともあって、庁内検討会の委員からも住宅セーフティネット制度であるとか、東京都の住宅確保要配慮者の対象が何かなどの説明があった方がいいのではないかと、そういったご意見もいただいております。

住宅確保要配慮者の中に障がいのある方も入っているのですが、ご指摘のあった通り、高齢者や子育て世帯だけを抜き出して書いておりわかりづらいと思えますので、その辺も併せて修正させていただくと、住宅確保要配慮者関連

の資料も次回に施策案とともに作ってお出ししようと思っています。

【委員長】 千葉委員どうぞ。

【千葉委員】 柳井委員のお話は大切なことだと思いました。小金井市は施策が不十分だということをおっしゃっていただいたのですが、柳井委員にお尋ねしたいのは、たとえばモデルとなる自治体とか、以前「府中市は」と比較でおっしゃっていたと思うのですが、もしそういった事例があれば「ここではできるのに、なぜ小金井市ではできないのか」ということを比較検討する中で、希望が見えてくるのではないかなと思うので、そういったことを皆さんでお考えいただけたらと思いました。

【委員長】 柳井委員からありますか。

【柳井委員】 以前お話ししたように小平市や府中市では平日昼間に行っても、車いすの方が大國魂神社にいらっしゃったり、買い物をされていたり、ヘルプカードをつけている方がヘルパーさんと一緒にいたり、一人で買い物をしたりとか、物凄く多様な方がいらっしゃるんです。それはすごく必要だと思って、小金井市で障がいを持っている人がこのままだと引越ししなくちゃいけないよ、という声も聞きます。それはきっと住宅のことだけではなく、いろいろな要因があると思います。

あとはここで話すことではないのかもしれないのですが、小学校の入学時に就学前診断というのがあるのですが、その時に物凄く精査してくるんです。「あなたは特別支援学校」「あなたは支援級」「あなたは普通級」という判定を下してくるんです。結局それは、もうその時点で、共に暮らす街づくりが崩壊しているという現状があります。そちらの方から変えていかなくてはいけないと思います。今日のテーマは住宅のことなのですが。

子供から分けられた社会にいたら、大人になっても混ざって生きていくことに本人も抵抗があるし、周りの子たちも一緒に生きていない分、どうやって一緒にいたらいいのだろうと思ってしまう部分もあると思います。どうしていったらいいんでしょうね。とにかく課題です。

【委員長】 森田委員どうぞ。

【森田委員】 私も保育園と認知症対応型のデイホームをやっているのは、うちの保育園では障がいを持つ子も持たない子も一緒に受け入れているのですが、その子たちが卒園して小学校に入学する際に、例えば小学校が車いすの対応をしてもらえないから小平に移りますとか、この春もやっぱりそうなんです。今住んでいるところだと小学校まで通うのに、親が付き添わないとだめだと言われた。でもそれが飯能だと大丈夫なので、飯能に引っ越しますとか。

「住まう」ということは基本的人権なのに、柳井委員が学校のことは今回のテーマとは違うのでおっしゃったように、いろんなことと関連して「住まう」ということだけ切り取られてあるわけではなく、いろいろな物事と関連しているのに、その制度やその自治体の持つ動き自体が全てが縦割りになって、そこは関連や連携を持たないからどうしてもうまくはまらない、うまくのれない場

合は小金井を出ていかざるを得ないということを毎年毎年見えています。なので、この中の「皆が」とか、「誰もが」というところには、私の施設に来ている多くの人たちはこの「誰も」の中にも「皆」の中にも入れない、そして私自身もその可能性はある、ここから出ていかななくてはいけない時が来るかもしれない、というように先ほどのアンケート結果も含めて安心した気持ちが持てないと思ってしまう。

【委員長】           ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
                                榊原委員。

【榊原委員】       私は、福祉関係は全く専門でもないし疎いのですが、皆様のご意見を拝聴していますと、森田委員が言われたように、住宅マスタープランの中で問題を提起し、お話ししているのですが、どうも考えますとこの住宅マスタープランは市政の根本を担っているようなところに入っているのではないかと思います。もう昔の考え方ではだめで新しい方向でつつこんで、結局これは大きいことになりますけれど、福祉に対する財政の問題、それはハードに対してですね。それと我々がやれることはソフト面で「じゃあどういう支援をできるか」というような観点でお話するしかないのではないかと思います。

先立つものはなんとやらとかと申しますけれども、その辺をきっちりした枠の中で他市と比べる場合も話していかないと、小金井市の中で良い悪いといつても、これは解決の方法として、結局後退的な意見で皆さん出ていくしかないというような、これは一番排他的な考え方だと思いますので、その辺もこれから施策に反映するにはどうしたらいいかというのが大きなポイントではないかと私は感じました。

【委員長】           ありがとうございます。誰もが住み続けられて、転出しなければいけない状況なんてあり得ない、というのは当然そうですね。他にありますでしょうか。  
                                柳井委員どうぞ。

【柳井委員】       私は9年前に引っ越してきたのですが「引っ越し先が決まりました、小金井になりました」と専門家に話したところ、「なんであんな閉鎖的なところに行くの。あんな分離教育の進んだあの街に行くの、柳井さん」って言われました。でも「先生、でも私もう決めてしまいました」と言ったら「じゃあやるしかないね」と言われました。私は偶然ここに来たのですが、共に生きる社会というものを作るためにここに住むことになったと思います。ですので、出来ることはやっていきたいです。

78 ページの一番上の新規の「良好な景観の形成」ですが、これは小金井市って本当にこういう感じだと思うのです。物凄くきれいに見えて、実は大丈夫か、みたいなどころがあるんです。そこがありありと現れていると思います。この「無電柱化」も、景観のためかと思いますが、これによる体への影響、電磁波の問題などがあるのではないかと思います。私、先日娘と都庁に行くことがあって、都庁に近づけば近づくほど、体が電子レンジの中にいるみたいにチリチリして、娘も「体がチクチクする」と言って、二人で「お母さんだけじゃないんだね」「体中チクチクだね」と言って、新宿はこんなになっちゃったんだ、というのを実体験してきました。これは皆気が付かないだけで、物凄い健康被害



を日々受けることになるきっかけになるのではないかと思います。きれいになることだけをつきつめて、体が不健康になってアルツハイマーの方も増える、心臓等にも影響がある、等といった悪影響のことも考えてほしいと思います。今、こちらの方で無電柱化計画を見てみたら、大きな道路沿いに走るようなのですが、ここの道路沿いに住んでいるお家の方たちは大丈夫かな、ここに住む子供たちや高齢者の方たちは大丈夫かな、とすごく心配になってしまいました。これは進むのか聞いてみたいです。本当に検討を願います。

【委員長】 無電柱化の話は違う見方もあるのではないかという話ですが、どうですか。

【事務局】 施策の部分については後ほど話をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【柳井委員】 大丈夫です。

【委員長】 他にいかがでしょうか。  
土屋委員どうぞ。

【土屋委員】 私はわりと専門的分野の人間ですので、自分の分野はよくわかるのですが、他の分野はわからなくて、いろいろ参考になるなと思って意見を聞いているのですが、事務局にお願いです。これまで出された意見も私はよくわからない部分もあって、住宅マスタープランにおいてハード面とソフト面の問題があると思います。その辺を整理してわかりやすいようにしてほしい。この意見であれば「ハード面の問題」として抽出して整理していただき、ソフト面の問題は「ソフト面の問題」というように色分けしてもらえるとありがたいと思います。

いろんな意見を聞いているのですが、全く理解できていなくて、無電柱化ということイコール無線化じゃないと私は理解しています。聞いていると無電柱化は無線化なのかな、無線化して電波を飛ばすことになっているのか、空中にある電線が地中にあると電線の周りから強い電磁波が出るようになるのか、よくわからないのです。光ファイバーにすると電磁波が出ないとか色々あると思いますけれど、ハード面の話をしているのか、ソフト面の話をしているのかわからないので、整理していただけると私も理解しやすいので宜しくお願い致します。

【委員長】 それはやっていただきましょう。他にいかがでしょうか。  
施策の話が出ているのですが、施策に全然到達していないので、進めます。

#### (4) 住宅マスタープラン（第5章）

【委員長】 議題2の(4)住宅マスタープランの第5章というところで、ここからがやっと施策ですね。施策の前提条件ですけれども、説明をお願いします。

【事務局】 それでは54ページをご覧ください。「第5章 住宅施策の基本目標と施策の体系」に入りたいと思います。こちらは策定の案としてまず将来像をお示しさ

せていただいております。参考として下方に前回の住宅マスタープランの将来像や、第5次長期総合計画の将来像などを掲載しております。

今回の住宅マスタープランの将来像の案として、「安全かつ快適で 自然と調和した 誰もが暮らしやすいまち」として、それぞれの意味を下に掲載させていただいております。まず「安全かつ快適で」の目指す形としまして、小金井市内に住み続けられるようにするために、住まいの確保に向けた支援、マンションの管理、住まいの耐震改修、民間賃貸住宅の流通促進などを進め、既存の住まいを活用し住み続けられる環境づくりを進めます。

次に「自然と調和した」の目指す形として、国分寺崖線、小金井公園や野川公園などのまとまりを持ったみどり、野川や玉川上水に代表される水辺は、小金井市の魅力ある居住環境として支持されていることから、これらを活かすとともに、環境問題や省エネルギーに配慮しながら、自然との共生を図り心地よく暮らすことができる住環境の形成を目指します。

最後に、「誰もが暮らしやすいまち」の目指す形としまして、子育て世帯や高齢者世帯、障がいを持った方々、性的少数者、外国人など、誰もが将来にわたり心にゆとりと安らぎを持ち、小金井市で居住することが出来る環境づくりを目指します。としています。

続きまして 55 ページです。こちらは東京都の住宅マスタープランに習いまして、将来像を達成するための大きな目標を2つたてました。一つは誰もが暮らしやすいまちづくりとして、誰もが暮らしやすいまちづくりでは、子育て世帯や高齢者世帯、障がいを持った方々、性的少数者、外国人など、誰もが小金井市で住まいを確保し、安心して住み続けられるよう、セーフティネットの構築や快適な住環境の整備などを進めます。

また、既存の住宅ストックに長く住み続けられるよう、住宅ストックの質の向上を図るとともに、市場流通やストック活用への支援を行います。さらに、多様化するニーズに対応した民間賃貸住宅や、既存住宅の長期利用に関する支援など、住まい・住環境の情報を総合的に発信する取り組みを進めます。

もう一つは、安全・安心な生活と住環境の形成として、小金井市内で誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、市内の主要な住宅形態の一つである分譲マンションの適切な管理を促進するとともに、地震等の自然災害の脅威から、市民の生命・財産を守るため、災害に強い住宅の普及やまちづくりの取り組みを進めます。

また、小金井市の特徴である、豊かな自然を身近に感じることができるよう、みどりや水辺の適切な保全・確保を進めるとともに、環境や健康に配慮した住まいの普及を促進します。さらに、魅力的な住環境の維持・保全に向けた市民の主体的な取り組みを支援するため、地域コミュニティの育成を促し、市民自らが魅力的な暮らしづくりに取り組むことができる環境を整備します。としています。

56、57 ページは施策の体系図を示しております。今回、56 ページはまだ施策ができておりませんので、案としてお示ししておりますが、本日は57 ページを中心に説明をさせていただきます。57 ページの施策の内容が58 ページから先に明記させていただいておりますので、58 ページをご覧ください。

以前の住宅マスタープランとの大きな変更点としまして、「関係課、関係機関」として記載をさせていただいております。さらに、主担当または実施主体がわかるようにマルやひし形などのマークを付けさせていただいております。

また、前回の計画にないものについては、新規という文言を入れております。  
施策の説明につきましては、全部を一気にやりますと量があまりにも多いので、本日、出来るところまでは行きたいのですけれども、とりあえず順番に分野ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

それではさっそくですが、施策の方もあわせて説明をさせていただいてよろしいですか。

【委員長】            お願いします。

【事務局】            58 ページから 60 ページまでの「マンションの安全・安心な管理・運営形態の形成」について説明をさせていただきます。

施策には、それぞれ番号がついております。まず番号の説明をさせていただきますと、最初に基本目標の番号、今回は「2」となります。次に基本方針の番号、マンションの安全・安心な管理・運営形態の掲載は1ですので「1」ときます。その方針の中の（1）分譲マンションの適切な維持・管理への支援のため、「（1）」ときまして、その中のさらに順番の1番目ということで「①」となります。ですので2-1-(1)-①となります。

ではこの2-1-(1)-①のマンションの管理適正化の推進です。こちらは、本日、追加資料としてA4判で1枚、「マンション管理の適正化の推進」というのをお配りしております。こちらは国土交通省の資料です。今回の法改正により一番大きいのは、2ページのところです。資料の右下にあります管理計画認定制度がございます。どのようなものなのかと言いますと、裏面をご覧ください。記載方法などがございますが、届出制度、こういったものがあるということがわかります。・・・すみません、間違えました、失礼しました。最初の資料は「マンション管理の適正化の推進」です。A4判で1枚に載っているこちらのチラシをご覧ください。こちらは国土交通省の資料で今回の法改正により、一番大きいのは右下にあります「管理計画認定制度」というものが始まりました。こちらの裏面をご覧ください。裏面にマンション管理計画認定制度の記載方法が載っております。そもそもこちらの管理認定制度をなぜ始めるかと言いますと、市場におけるマンションの評価や影響、管理意識の向上など、今後の売買や購入予定者などへの影響などを含めて、市場への影響がよいということで始められる制度となっております。

続きまして次の2-1-(1)-②ですが、こちらが本日お示ししましたマンションの管理状況届出制度という冊子です。1ページをご覧ください。条例の主な内容としまして、管理組合などの明確化、届出を受け、管理状況に応じた支援をしていくことが求められております。具体的に届け出る内容につきましては7ページをご覧ください。建築年月日や戸数、管理組合の状況や総会の開催、耐震化の状況などを明記しております。これにより、支援が必要なマンション等について14ページをご覧ください。助言や支援、マンション管理士などの派遣など、そういった支援をしていく制度となっております。

続きまして、次のマンションの適正維持管理の促進では、東京都の紹介をしております。マンション管理ガイドラインや東京都優良マンション登録表示制度、マンションみらいネット、マンション改良助成など、マンションポータルサイトなどの情報周知などを行っていきたくと考えております。

続きまして、旧耐震基準のマンションの耐震化の促進、こちらは都の分譲マ

マンションの管理に関する相談窓口の活用や緊急輸送道路沿いの分譲マンションの耐震化制度の周知を行っていきます。もう一つは、通常のマンションへの助成制度の導入を目指していきます。

59 ページの下、2-1-(2)-②マンション管理アドバイザーですが、こちらも本日チラシを付けさせていただいております。先ほどの届出制度が始まりまして、この管理状況に応じて管理や建替え、改修について、マンション管理士のアドバイスを受けることができる制度です。裏面に応募の流れが記載されております。小金井市でも現在届出制度が始まっておりまして、先週末の段階ですでに24棟の登録を終えております。先ほどの資料にあるとおり、旧耐震の分譲マンションの棟数は多々ございますので、周知に力を入れていきたいと思っております。続きまして60ページをご覧ください。マンション再生ガイドブックなどの紹介をしていきたいと思うのですが、すみません、本日は冊数がないため、こちら一冊しかなくて皆様にはお配りできておりませんが、こういうマンション再生ガイドブックなどにより、高経年のマンションの建替えや改修などによる既存ストックの性能の向上などの情報周知等を務めていきたいと思っております。

駆け足で申し訳ございませんが、施策 2-1-(1)-①から 2-1-(2)-③までは以上となります。

**【委員長】**

私も今気が付きましたが、今日話題の中心になっている基本目標1に対しては今日は出てこないんですね。

今日は基本目標2の方をざっと見ましようという事で、先程、防災の話やみどりの話も出ていましたがこのままいくと多分最後までいかないので、基本目標2の方をざっと説明してもらってその中で意見があれば言ってもらって、本日話題の中心になっている基本目標1が次回になりそうなので、次回までに皆さん宿題で考えておいていただくことにしたいと思います。

事務局、申し訳ないですが続けて基本目標2を全部終わらせて下さい。

**【事務局】**

最後まで説明をさせていただきます。説明が長くなってしまって申し訳ございませんが、61ページから説明をさせていただきます。地域で支えるコミュニティの形式と発展の支援について説明をさせていただきます。

最初は住環境の整備です。こちらは、現在の住宅マスタープランの計画にもありますが、用途地域の適切な運用や地区計画などにより、生活の利便性を向上させ、住みやすい住環境の改善に向けた取り組みを行っていきます。

続きまして、市街地のバリアフリー化です。市ではバリアフリー基本構想を持っており、関係する各課、関係団体などと連携して、安心して暮らせる住環境の改善を進めていきたいと思っております。

次に、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進です。こちらは本日資料をお配りさせていただいております。対象となる施設、条例のあらましにつきましては表紙に書いてありますので後ほどお読みいただければと思いますが、高齢者や障がい者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らせることを目的に進めている事業となります。5ページをご覧ください。小規模店舗などが対象となっております。この制度の活用等により、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を目指しております。

施策に戻らせていただきます。まちづくり条例の活用です。こちらも本日まちづくり条例とはどういうものなのかについて資料をお付けさせていただいております。印刷が黒くて見えづらく申し訳ないのですが、タイトル「安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現にむけて」と書いてある資料です。1枚めくっていただきますと、まちづくり条例が、市民の発意によるまちづくりを目的として、進めることを条例に明記しており、この条例に基づいて現在まちづくりを進めております。

詳しくは後ほどご覧いただければと思います。本日は時間の関係上次の施策の説明に進ませていただきたいと思います。

次は、宅地の細分化の防止です。農地の宅地化において、先ほどのまちづくり条例等を用いて、宅地の細分化の防止に努めていきます。

続きまして、商業地域における適正な住環境の形成です。開発などにおいて、商業や生活関連サービス施設や都市型住宅施設などを誘導していきます。

続きまして、地区計画の立案等に対する支援策の継続です。こちらは、地区計画を作成する際には、まちづくり推進課が支援を行っていくことを記載しております。

63 ページになりますが、都営住宅・UR 住宅・公社住宅の再整備です。こちらは、改修や居住環境の改善を求めたり、入居者に応じた住宅の整備を進めていきたいと思っております。

続きまして 64 ページをご覧ください。地域コミュニティの形成支援に向けた取り組みです。住民主体の地域づくり、活動に対する支援や情報提供です。誰もが暮らしやすい住環境とするため、町会・自治会の活動の活性化を促すため、都と連携して行っていきます。高齢者の見守り支援の協力体制の構築ですが、こちらは民生委員の方々などの協力を得ながら、高齢者の見守り協力体制を構築していきます。

続きまして町会・自治会への加入促進です。その次も同じように町会・自治会との連携を強化していくということで、詳しくは中をお読みいただければと思います。

次に（3）防犯性の高い住環境の形成でございます。

こちらは主に地域での講習会や連携となりますので、簡単に説明をさせていただきますが、一つ目は、防犯講習会の開催です。市では警察などと連携しまして定期的に講習会を開催しております。それらを継続して行っていきます。

次は、地域コミュニティを活用した防犯体制の推進です。こちら町会・自治会、警察などと連携しまして防犯体制を推進していきます。

続きまして、犯罪情報の提供です。こちらは現在もやっております安全・安心メールなどを通じまして、情報提供を行っていきます。

最後は、防犯パトロール活動支援です。地域における犯罪の未然防止に向けて、市内で自主的に防犯にかかわるパトロール活動を実施する団体等の活動を支援するため、防犯資機材等の支給を継続していきます。ここまでが（3）防犯性の高い住環境の形成です。

続きまして、67 ページから「3 震災、災害に備えたまちづくりの形成」をご覧ください。まず木造住宅耐震化の促進です。こちらは現在まちづくり推進課で行っております、木造住宅耐震化のパンフレットを付けておりますので、あわせてご覧いただければと思います。木造住宅耐震化に向けては、耐震診断、改修に向けた費用の助成を行っております。また、中に簡易診断のチラシを入

れております。木造住宅の耐震改修に向けては相談窓口、簡易診断、診断費用の助成などを行っておりまして、今後も耐震化に向けて市の実施している事業について情報提供を行っていきたくと考えております。

続きまして、次は旧耐震マンションの耐震化の促進です。こちらは先ほどもございましたので、再掲となっておりますので飛ばさせていただきます。

次は2-3-(1)-③です。民間賃貸住宅耐震化助成制度の導入です。現在、一般の住宅、先ほど見ていただいた木造住宅耐震化、一般の住宅に対しての補助はございますが、共同住宅には補助がないため、補助の制度導入を目指していきたくと考えております。

68 ページをご覧ください。耐震化の普及・啓発です。東京都耐震マーク表示制度の普及などにより、耐震化の意識の向上を図っていきます。耐震マークの表示は、公共施設で耐震化を終えた建物には掲載させていただいておりますので、今後公共施設をご利用の際には入口でご覧いただければと思います。

69 ページに行きたいと思えます。災害に強いまちづくりへの取り組みです。防災マップやハザードマップによる情報提供を行っております。市民の安全確保のため継続してこちらを実施していきます。

次は狭あい道路の解消です。こちらも地区計画等の推進により、緊急車両の進入が困難な狭あい道路の解消に努めていきます。

こちらは、無電柱化の促進です。本日資料がございます。先ほどご質問がありましたので、こちらの無電柱化の資料をご覧くださいければと思います。

1 枚めくっていただきますと、まず目的、計画期間などがございます。先ほど柳井委員からお話がありました、無電柱化の目的の部分ですが、今回こちら都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、ということを目的一環として無電柱化を進めております。対象となるところにつきましては、こちらをもう1枚めくっていただきまして、真ん中に地図がございますのでこちらをご覧くださいければと思います。こちらの計画ですが、3年に1度見直しということで、また計画期間が見直しになりましたら改めて新しい資料等が入ったところでお示しさせていただければと思います。

次の70 ページをご覧ください。避難路・避難場所の安全確保です。こちらは、緊急時の避難路や避難場所の確保に向けて取り組んでいる内容が明記されております。

次は、ブロック塀の安全対策の促進です。こちらにつきましても本日、資料を付けさせていただいておりますので、緑色のブロック塀等撤去助成事業について、ご覧いただければと思います。市では、令和2年4月1日からブロック塀等の撤去の助成を始めました。道路に面しているブロック塀等で、高さが1m以上のものが対象となります。全ての道路ではないのですが、建築基準法の規定や避難路としての指定がされている道路を対象としております。この制度につきましては、現在まだ始まったばかりということもございまして、今後も周知に力をいれていきたくと思っております。

また施策に戻らせていただきます。2-3-(2)-⑥です。自主防災組織の育成です。震災時は、自助・共助の重要性があります。そのため、自主防災組織の結成を促していきます。

71 ページになります。災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実です。以前より行っている事業ではありましたが、今回、住宅マスタープランでは初めて掲載するという事で新規とさせていただいております。内容とし

ては、要支援者への支援体制の充実を進めるという内容となっております。

続きまして、防災講習会の開催などに対する支援の継続です。防災の意識向上を図るための支援の継続を行っていきます。

続きまして、2-3-(2)-⑨と⑩、豪雨対策と土砂災害対策ですが、こちらも従来から行っていた事業ではございますが、新たに東京都の住宅マスタープランに明記すると書かれております。東京都のホームページから危険地区などを確認できます。それらの情報をもとに、自らの地区や安全な場所、安全な避難路などを確認していただき、安全に避難できるよう役立てていただきたいと思いますと考えております。

続きまして72ページです。こちら災害時に住み続けられる住宅の普及です。

まず、一つ目が各家庭での備蓄の啓発です。災害時、物資などが届くまでに日数がかかります。そのため、万が一に備え、日常備蓄により自宅で数日生き残れるよう、備蓄の重要性を普及、啓発します。

続きまして、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及です。こちらは、大規模災害のときに生き残れる建築物を増やすため、大規模災害時の建築物の自立性を確保できるよう、制度の促進を行っていきます。

次は、エレベーター対策です。震災時、閉じ込められないよう、閉じ込め防止装置の設置などにより安全性を向上させます。民間施設においても、安全装置の設置を働きかけていきたいと考えております。

続きまして73ページです。マンション管理組合などにおける防災対策の支援です。東京都が作成しておりますマンション管理ガイドなどの周知・啓発などにより、防災意識の向上を目指していきます。

次は、災害後の対応についてですが、一つ目は2-3-(5)-①、応急仮設住宅の供給が早急にできるよう、東京都と連携して体制の構築を図っていきます。

続きまして東京都や業界団体との連携です。災害時要配慮者などに対して、必要な支援ができるよう関係団体と連携体制を構築していきます。

74ページに2-3-(5)-③と⑤がございます。③の方が、応急危険度判定員ですが、災害後、自宅の被害状況を判断するために、応急危険度判定員が速やかに派遣できるよう、体制の整備を進めていきます。

最後に、被災宅地危険度判定員の確保です。こちらは大雨や対策本部が設置される規模の地震などの災害があった場合に、2次被害の軽減、防止を目的に判定員を派遣しますが、その判定員が確保できるよう、都と連携して体制の整備を進めていきます。

続きまして75ページです。「みどり豊かで持続可能な住宅地の実現」です。

まず、空家等の発生予防です。こちらは本日、空家の相談の関係、最後に青いチラシをつけさせていただいております。空家に関する無料相談窓口のご案内です。空家の発生予防や相続などの相談について、関係団体と連携して進めております。また、空家に関しましては、別途空家等対策計画がございまして、その内容に基づいて今回掲載をさせていただいております。

次の空家等の適正管理の促進、特定空家等への対応、空家等の利活用の促進、空家等に関する相談機会の充実は、今回、空家等対策計画に基づき内容を掲載しており、関係各課や団体と連携して空家対策について進めていきたいと考えております。

77ページに行きます。緑・水辺環境の保全です。生垣、雨水浸透ますの設置

助成、雨水貯留施設設置費補助金の継続については、引き続き継続して補助をしていくこととしています。

次の、みどりの基本計画は、環境政策課が策定しております、みどりの基本計画と連携しながら今回の住宅マスタープランの事業を進めていきたいと考えております。

最後の78ページです。良好な景観の形成ですが、こちらは、地区計画などを活用しまして、良好な景観形成を行っていきたいと考えております。

その下、2-4-(4)-①です。住宅用新エネルギー機器等普及促進助成制度は、設備費用の助成を継続して行っていきます。

最後に住まいの環境配慮ガイドラインですが、こちらは、シックハウス症候群など、接着剤などから出てくる化学物質などの説明が載っておりまして、そういった情報の注意喚起をしていきたいと考えております。

駆け足ではございますが、施策につきましては一旦これで全部の説明となります。

【委員長】 はい。

【事務局】 一点補足なのですが、柳井委員からいただいた無電柱化の件ですが、施策の説明の中でもお話ししましたが、無電柱化自体はバリアフリーだったり良好な景観の形成だったりの目的をもって進めていくというもので、土屋委員からもお話がありましたが、有線をなくして無線にして電波で飛ばすといったことではなく、地中に電線を埋めるということが無電柱化であります。ただ電磁波の心配というご懸念があったと思いますので、それは担当課の方に、そういう声もあったということでお伝えさせていただきます。

【柳井委員】 ありがとうございます。その答えを教えてもらえるとありがたいです。よろしくお願いします。有線ではありますけれども体には近くなるということは影響があると思いますので、どんな答えだったか教えてください。お願いします。

【委員長】 ちょっと進行を変えましたけれども、今日は基本目標2を説明ということでしたので、全体像を今説明してもらいました。もちろん細かい部分も気になるところがあると思いますが、全体像として何か抜けているとか気になる点がありますか。

例えば、私が先に言うてしまうのは良くないのですが、4番の「みどり豊かな持続可能な住宅市街地の実現」とあるのですが、すごく違和感があって、住宅と住宅地とみどりは分けた方がいいのではないかという気がします。空家の話とみどりの話が一緒に出てくるとおかしいのではないかと聞いていて思いました。途中、災害のところでエレベーターの話が出ているのだけれど、エレベーターの話はマンションと一緒にしている方がいいのではないかとか、整理がついていないような気がします。いかがでしょうか。ご意見をうかがって、整理をし直してもらいましょう。皆さん基本目標1の方に興味が大きいので、説明の中でも東京都の施策が沢山あって、市としてやる気があるのかという声が聞こえてきそうなのですが。

どうぞ榊原委員。



**【榊原委員】** 2番のマンションの件ですが、私が当初から一番懸念に思っているのは、結局マンションを修繕できなくて老朽化していくという事例が相当出てき始めています。届出制で一番必要なことは、そのマンションが優良なマンションで継続できるかということです。今の時代だと手入れをしておけば100年でも150年でももつような構造になっているはずですが、それが手入れをしないで朽ちていって人が住まなくなると空家になるというようなことが起きますので、このマンションの届出制のところには俗にいう長期修繕計画というのがマンションの規約の中に入っていると思うのですが、その件も届出制の中に入れてあるのか。これを見るとそういうところが見受けられませんので、是非修繕計画書の提出なり進行程度をきっちり把握しておいていただけないか、というところが施策で重要ではないかと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。東京都の制度は制度として、小金井市はどう考えるかということだと思っておりますが、事務局お願いします。

**【事務局】** 東京都の管理状況届出制度の9、10ページに届出書の見本がございますが、10ページの様式の1番上に、修繕計画がある・ないというのをこちらに届けてもらうことになっております。なかった場合には助言させていただく形で把握をさせていただくという仕組みになっております。

**【榊原委員】** ありがとうございます。そのある・ないというのは、一般的にもマンション管理組合に大手のマンション管理業者が入っていると出すのですが、その収入とバランスがあっているかのチェックをこれでは出来ないのではないかという懸念がありますが、その辺はいかがでしょうか。是非やっていただきたいです。

**【事務局】** 個々のマンションの修繕計画の内容が妥当であるかどうか、そこまで専門的な話になってくると、行政職がやるというよりもマンションアドバイザー制度などをご利用いただいております。マンション管理士を東京都では用意しておりますが、無料のアドバイザー制度と有料のアドバイザー制度があるので、個々のマンションがそういったものをご活用いただいて、点検していただくという方法は今後とれるのかなと思っております。

**【榊原委員】** よくわかります。それは優良なマンションですとそれができるのですが、相当年数も古くなってきましたと、さらに東京都がやっているアドバイザー制度についても周知徹底ができていないか、また、やろうと思っても資金がなくてできないとかというような問題になってきますので、修繕計画の進行が確実に正常に行われているかということが大事ではないかということです。届出はいいです、誰でも出します。ところが、そのあとのフォローがありませんと、段々老朽化が激しくなっていくのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

**【事務局】** マンションの管理については基本的には民間物件なので、個々の所有者の責任でやっていただくのが大原則なのですが、今回東京都や国の方で届出制度がスタートしました。管理状況が特に悪いようなところについては、市の職員とマンション管理士が出向いてお話をしたりという取り組みを始めたところではあります。

今後は、国と都の制度が浸透していくなかで、それでも改善できないところがあれば制度自体も変わっていく可能性もありますけれども、今の取り組みとしてはそういった状況です。

【榑原委員】 わかりました。

【委員長】 一応小金井市でも独自にはやろうとはしている、という答えですね。他にいかがでしょうか。石塚委員。

【石塚委員】 64 ページの「地域コミュニティの形成支援に向けた取組」の中で、先程言ったことと重ね重ねになってしまうのですが、ここの真ん中にも高齢者の見守り支援というものがあるのですが、その他にもお子さんたちの支援であったり、障がいのある方への支援というところもまだ具体的なものがあるかと思いますが、そういったところも一つ進めていくうえで検討していく必要があるのではないかと思いますので、検討をお願いしたいと思います。以上です。

【委員長】 この辺のところは社会福祉協議会にご協力いただけるという認識でよろしいですよ。

【石塚委員】 できる限りのご協力はさせていただきたいと思いますので、是非ともよろしくお願い致します。

【委員長】 ありがとうございます。施策に追加を是非お願いします。他にいかがでしょうか。  
柳井委員どうぞ。

【柳井委員】 私も石塚委員と同じです。あとプラスで、64 ページの2-2-(2)-③に町会のこと書いてあるのですが、その次のページの一番上の④も町会・自治体のことで似たようなことなので、これを一つにまとめる方がいいと思うのですがいかがでしょうか。

【委員長】 いかがですか事務局。

【事務局】 いただいたご意見を担当課にも伝え、意味合いを分けるほど意味があるのか、統合しても支障がないのか、持ち帰らせていただけたらと思います。

【委員長】 今の小金井市の町会への加入は何パーセントくらいですか。

【事務局】 47 ページの「(6) コミュニティのあり方について」で、市民意向調査をさせていただいた際の自治会の状況については、今現在お示ししている資料としてございます。

【委員長】 そうすると、加入しているだけで見ると 14.3%と 33.6%だから半分くらいですか。

【柳井委員】 ほぼ参加していないという状況だと思います。「加入して参加している」が14%ですから。

【石塚委員】 うろ覚えですけど、確か48%くらいだったと思います。

【委員長】 そうするとまず加入の促進を図った上で、連携しなくてはいけないという気もしなくもないですね。一緒でもいいですけども。加入していただけていない状況から地域の協力を得るためにも是非加入を、ということは促していかないといけないですね。  
金子副委員長。

【副委員長】 そこは最初に私が言ったところで、その町会等において、小金井市全体ではそうなのだけれど、その町会ごとに見ると、あるいは町会をいくつかまとめて地区的に見た場合にどうなのか、これは結局、安全・安心なまちづくりやあるいは住宅・住まいに全て関係してくると思います。防犯だけでなく、いろいろな見方につながると思います。

先程、簡単に民生児童委員と協力して、一人ひとりの状況を見ていく、地域の状況を見ていくという話がありましたが、ご承知のとおり、小金井市で民生児童委員がどの程度いるのか、そして旧来型の地域配分の中で、例えば駅前にあれだけ大型のマンションが出てきたときに、民生児童委員が一人当たりの担当世帯数がどの程度になるのか。東京23区で見たら600~800世帯を1人で担当すると。市部地域を見てもやはり400~600くらいを担当しなければならぬ。中にはマンションができたところでは1,500~1,800世帯を一人で担当というようなところが八王子などにおいて見られますので、それらをすべて民生児童委員にということではなく、やはりその地域がどれだけ自分たちのことを見ていけるのか、この町会などの力と加入率、それと、もう少し細かく見ていかないと、どこに重点をおいていくのか。地域全体、小金井市全体のことを見てもなかなかそれが平均値であり、全てということはいえないわけですので、やはり地域的な特性というものは明らかであるならば、それを一つひとつ確認しておいていただければと思います。その上での検討素材ということになってくるのではないかなと私は思っております。

【委員長】 ありがとうございます。事務局として、地域の特徴みたいな、この辺りはしっかりしているなとか、例えばこのあたりは災害が発生しやすいなとか、金子副委員長から指摘があったようなイメージはありますか。

【事務局】 まず、町会・自治会の加入率につきましては担当課が異なるところがありまして、具体的な数字については改めてお出しさせていただければと思います。あと地域ごとの特徴につきましても、都市計画マスタープラン等もございますので、その辺と整理をさせていただいた上で改めて資料をお示しさせていただければと思います。

【副委員長】 それに加えておいていただきたいのは、空家とかについても、その地域的なものがみられるのかどうかについてもお教え願えればと思います。後程で結構です。

【事務局】 わかりました。

【委員長】 ある意味、地域別・地区別の方針みたいなものを出さなくてはいけないというご提案なのかなという気もしなくはないのですが、作業としてそこまで追いつくのかどうか。がんばってほしいな。

【事務局】 はい。

【委員長】 他にいかがでしょうか。  
はい、柳井委員どうぞ。

【柳井委員】 66 ページの「防犯パトロール活動の支援」なのですが「パトロール活動を実施する団体等の活動支援するため、防犯資機材の支給を継続します」とあります。ありがとうございます。プラスして、日常的に私の娘はすごく見守ってもらえたなと思うのが、小学校1年から中学校3年まで4人くらいのわんわんパトロールに、しっかり見守ってもらえて、本当にありがたかったと思います。そういったことは自然に出来上がっていくと思うのですが、そういうことをしていこうという大人が目線がしっかりと持てるような働きかけが市でできたら、もうちょっと沢山の子供たちが見てもらえるのかなと思います。ちょうど朝や夕方にパトロールというか散歩されておられるので、そこを支援していただくとありがたいです。

【委員長】 ありがとうございます。盛り込めるかどうか要検討ですね。

【柳井委員】 そうですね。地域安全課と連携して何かしていただけるとありがたいです。

【委員長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。  
土屋委員どうぞ。

【土屋委員】 ひとつ言い忘れたことがあります、戻ってしまうのですが、賃貸住宅所有者意向調査について、協会では当初50通くらいしか集まらないだろうと思っていました。結果的に221通集まった最大の理由は、今日ここにいらっしゃる事務局のお3方が協会の役員会に2回も来ていただいて、役員の前で、熱意をもって趣旨と細かいやり方までご説明いただきました。それが背景にあります。ですので、それを肌で感じて協会としては各役員が本当に一生懸命やろうという気になりました。私達役員からすると想定の4倍くらいの数が集まるという結果になりました。

多分、もう投げ出して、「あとはやって」ということであると50通くらいしか集まらなかったらと思う。2回も勤務時間外のあんなに遅い時間にきていただいて、お手伝いいただいたという背景があるということを知っていただきたいと思います。逆にお礼が今になってすみませんでした、どうもありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございます。事務局も熱意をもって取り組んでおります。

予定時間を過ぎましたので、今日はこの辺で切り上げて、内容についてのご意見はまだ今月中くらいに。とりあえず基本目標2は説明頂いただけですので、そこについてのご意見は今月中くらいに。今日議題にありました他のものに対しても、ご意見ありましたら今月中くらいにメール等で事務局にお知らせ頂ければ、次回またこのような形で、頂いた意見とそれに対する回答とか考え方等をお示しできると思いますので、また宿題で、非常に申し訳ありませんが、よろしくご協力ください。

## (5) その他

【委員長】 それでは最後に議題の（5）ですね。事務局お願いします。

【事務局】 時間が押してしまって申し訳ございません。その中で早口になってしましますが、まず報告です。2月にワークショップを予定しておりましたが、緊急事態宣言を受け、延期することとなっております。現在、令和3年度に改めて実施する方向で考えておまして、詳しい日程等が決まりましたら、改めてメール等でご連絡をさせていただこうと思っております。

続きまして、令和3年度中の予定です。詳細な日程はまだ決まっておりませんが、予定としましては、第4回を6月ごろ、第5回を10月ごろ、第6回を2月ごろの合計3回を予定しております。6月の第4回策定委員会では、先ほどの施策の基本目標1の部分の施策内容をお示しさせていただきたいと思っております。また、今回の議論、次回の内容を踏まえて、10月にはパブリックコメントの資料の作成、10月にはパブリックコメントの資料としての確定をさせていただきたいと思っております。2月にはそのパブリックコメントで出てきた意見を踏まえての最終案を皆様にお示しさせていただきたいと考えております。それを踏まえて3月に印刷をして製本、という流れになります。スケジュールについては以上となります。

よろしく願いいたします。

【榊原委員】 よろしいですか？

【委員長】 榊原委員。

【榊原委員】 スケジュールが決まるのは何か月前ですか。

【事務局】 早めに決めさせていただきます。

【榊原委員】 申し訳ないのですが、私は1か月以上前でないと予定がとれないです。すみません、よろしくお願いします。

【委員長】 他になにかございますでしょうか。気になるところなど。どうぞ、柳井委員。

【柳井委員】 何度もすみません。この「無電柱化」というのはもう決定なのですか。パブコメとかで多ければ見直し可能なのでしょうか。

【事務局】 無電柱化自体は他の課がもう実施している計画として作成されているものです。なので、また改めて計画の見直し等については情報がわかりましたら連絡をさせていただきますので、それは他課の情報なので今の段階では詳しいことはお話しできません。

【委員長】 私からは言わない方がいいかもしれませんが、無電柱化に関する法律がありまして、東京都でも都知事が推進していますので、ハードの無電柱化の施策についてはあまり変化がないような気がします。

【柳井委員】 わかりました。

【委員長】 他にいかがでしょうか。

(発言なし)

### 3 閉会

【委員長】 はい、本日は活発なご意見をありがとうございました。今日はこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上